

# わたしたちの生活と税金

区や都は、わたしたちが豊かで健康な暮らしができるように、さまざまな事業を実施しています。特に区は、住民に最も身近で基礎的な自治体として、地域や住民の実情にあわせてきめ細かな事業を行っており、住民税はその費用をまかなう大切な財源となっています(図1~4)。一般に市町村民税(23区は特別区民税)と道府県民税(東京都は都民税)を合わせたものを住民税と呼んでいます。また、区が課税する税金には、ほかに軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税があります。

**問合せ**

- 住民税の課税内容は税務課税係 TEL (5246) 1103~5
- 税証明・軽自動車税は税務課税係 TEL (5246) 1101
- キャッシュレス決済・口座振替は税務課税係 TEL (5246) 1114
- 納付・納税相談は収納課 TEL (5246) 1107~9

## 納期内に自主納付を

### ●住民税の徴収方法・期限

徴収方法	普通徴収	給与からの特別徴収	公的年金等からの特別徴収
自営業などの方本人が、納付書や口座振替等により税金を区に納める方法	毎月の給与支払の際に、給与支払者が従業員等の給与から税金を徴収し区に納める方法	4月1日現在65歳以上の方が老齢年金等の支払を受ける際に、年金支払者が税金を徴収し区に納める方法 老齢年金等支払時の徴収額の目安 ・4・6・8月…前年度の年税額の2分の1相当額の3分の1ずつ ・10・12月・翌年2月…残りの年税額の3分の1ずつ ※5年度からあらたに対象となった方は上記と異なります。	年金等支払者が年金支払時に徴収し、翌月の10日までに納入
納期限等	第1期6月・第2期8月・第3期10月・第4期翌年1月の末日	給与支払者が毎月の給与で徴収し、翌月の10日までに納入	

※期限までに納めていない場合、延滞金が加算されます。※納期限が土・日曜日・祝日にあたる場合は、その翌開庁日が納期限となります。

### ●住民税の納め方

銀行や郵便局等の金融機関窓口のほか、納付書にバーコードが印刷されているものは、裏面に記載のあるコンビニエンスストアか、スマートフォン決済アプリ(モバイルレジ・LINE Pay・Pay Pay)で納付ができます(スマートフォン決済アプリによる納付方法の説明は区HPをご覧ください)。また、口座振替(自動振込)は納め忘れがなく便利です。申込用紙は、区役所3階⑩番税務課、区民事務所・同分室で配布しています。

## 住民税第1期の納期限は6月30日(金)です

口座振替(自動払込)の方は、預貯金不足にならないようご注意ください。納税通知書に一括納付と記載されている方は、第1期から第4期までの全額が引き落としとなります。引き落としの確認は、預貯金通帳の記帳をお願いします。

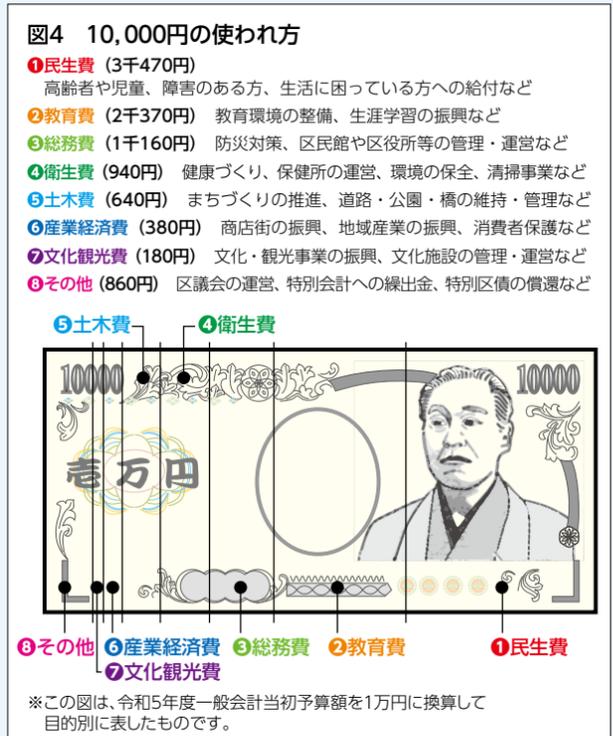
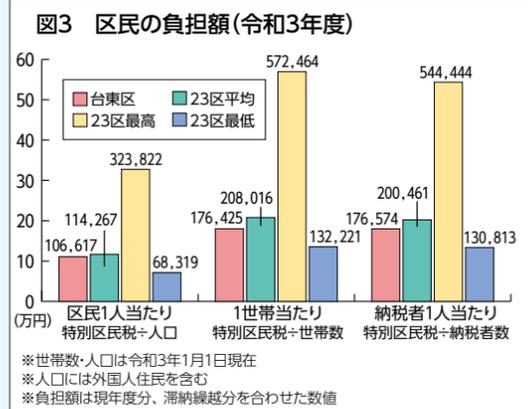
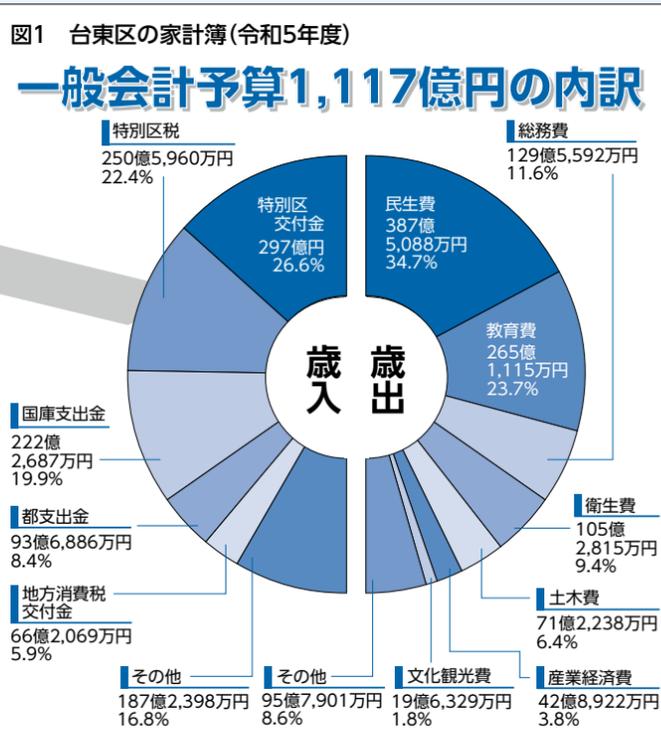
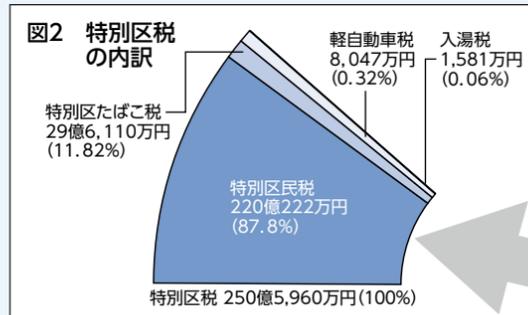
### 納付・相談窓口

通常の開庁時間のほか、次の窓口を開設しています。

- 窓口時間の延長**  
▷日時・場所 毎週水曜日午後7時まで・区役所3階⑩番収納課
- 休日窓口**  
▷日時・場所 毎月第2日曜日午前9時~午後5時・区役所1階②番戸籍住民サービス課  
病気や災害、退職や事業廃止など、さまざまな理由により納付期限内に納付が難しくなった場合はお早めにご相談ください。

### 納期限を過ぎると

督促状が送付されます。その後、10日を経過しても納付がない場合は、納めている方との公平性を保つため、延滞金の加算や、法律に基づき差押等の滞納処分を行う場合があります。



# 令和4年度情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

—信頼される区政と個人情報の保護を推進しています—

## 情報公開制度

区が保有している情報(個人に関する情報などを除く)を区民の方の請求に応じて公開しています。区の情報には区民との共有財産であり、有効に活用されることは、積極的な区政参加につながります。情報公開は、公正で開かれた、信頼される区政を推進するための制度です。

- ▷情報公開請求 70件
- ▷請求に対する決定 公開28件、部分公開30件、非公開1件、情報不存在7件、取り下げ4件、却下0件



## 個人情報保護制度

区民のプライバシーを守るため、区が保有している個人情報について適正な取り扱いのルールを定めています。また、自分に関する個人情報(以下「自己情報」)の開示や訂正などを請求する権利を保障しています。区民の基本的な人権を守り、一層信頼される区政を推進するための制度です。

### ●業務の登録状況

区が行う個人情報を取り扱う業務については、個々に業務の目的や個人情報の項目などを明らかにし、個人情報登録簿に登録します。

▷業務登録件数 400件

### ●目的外利用と外部提供の状況

目的外利用とは、ある業務で収集した個人情報を、業務の目的の範囲を超えて他の業務で利用することです。外部提供とは、実施機関(区長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、議会)が管理している個人情報を当該実施機関以外に提供することです。

#### ▷目的外利用や外部提供を行うことができる場合

- ①本人の同意があるとき
- ②法令等に定めがあるとき
- ③区民の生命や身体などに対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ④台東区情報公開及び個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて必要と認めるとき

▷目的外利用件数 236件

▷外部提供件数 334件

### ●自己情報の開示等の請求状況

- ▷自己情報の開示等請求(住民票の写しの交付申請書など) 75件
- ▷請求に対する決定 開示39件、部分開示20件、不開示1件、不承諾0件、情報不存在15件、取下げ0件

### ●台東区情報公開及び個人情報保護制度運営審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営のために設置される機関です。区長の附属機関として、諮問に基づき、重要事項の審議を行います。学識経験者および区民等で構成され、4年度は2回開催されました。

### ●新しい個人情報保護制度

個人情報の保護に関する法律(以下「法」)の改正に伴い、5年4月より区にも全国共通の個人情報保護のルールが適用されました。法では、区が個人情報を保有・取得する際の規律や、個人情報の利用・提供に関する制限などを定めています。今後も、これまで同様、適正に個人情報の保護を図っていきます。

▷問合せ 総務課文書係  
TEL (5246) 1055

